

市川第 20060627-0060 号

平成18年7月5日

千葉県知事 堂本暁子 様

市川市長 千葉光行

塩浜1丁目地先護岸の管理移管等について

梅雨の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は、本市のまちづくりに対し格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市川塩浜護岸につきましては、知事が埋立の中止を決断されて以来、本市は再三にわたり県に管理の移管並びに本格的な改修をお願いしてまいりました。

その後、円卓会議の意向などを踏まえ、塩浜2・3丁目については、平成16年6月に海岸保全区域に指定され県管理となり、石積みの護岸整備がようやく始まりました。

しかしながら、塩浜2・3丁目護岸よりも何時倒壊するか判らないもっと危険な塩浜1丁目の護岸については、円卓会議の提言や再生会議並びに県が実施したパブリックコメントの意見等においても、早急な対応を迫られている状況のまま県として何ら具体の対応策が示されておられません。

塩浜1丁目護岸は、危険なため早急な対応が必要と指摘された円卓会議から約5年が経過しております。その間に鋼矢板の腐食が進み、大きな穴が全面に生じております。このような状況の中、平成17年4月には管理用道路に大きな陥没が、同年7月には、地震により鋼矢板の一部約30m間が大きく海側にはらむ被害が発生しました。この際、市が緊急に補修工事を実施したため、幸い人的被害はありませんでしたが、今

後の台風や地震等に対し市民の生命、財産が脅かされる危険だけが年々増大している状況となっております。

つきましては、こうした厳しい状況を直視され、以下の事項を速やかに実施していただくよう要望するとともに、書面にてのご回答も併せてお願いいたします。

記

1. 二期埋立があるという前提で本市が護岸の管理者となった経緯を踏まえ、埋立を中止されたことにともない、市川漁港の改修位置に関わらず、本来の管理者である県が護岸の管理者となるべき移管の手続きを早急に進めていただきたい。

なお、市川漁港の位置については、18年度末までに決定する予定です。

2. 当面の危険を回避するための処置(護岸全面への石積み等)を早急に講じていただきたい。

3. 昨年度実施したはらみに対する応急補修工事にかかった費用について全額負担していただきたい。